

(仮称) 唐浜産業用地整備に係る市場性調査実施要領

② 用地開発・分譲事業等実施意向調査

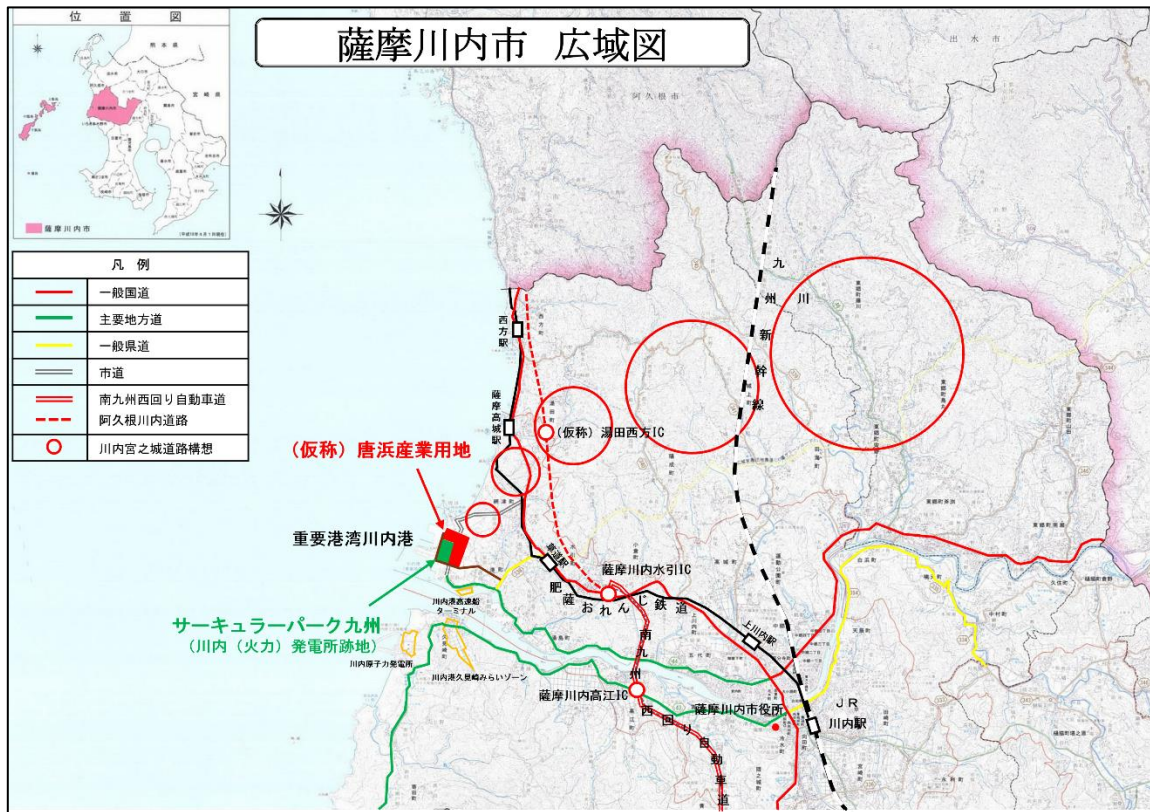
1. 調査目的

本市は、令和4年2月14日に、「アフターコロナを見据えた薩摩川内市の中期的展望」を公表し、循環経済・産業拠点の創出を目指して、川内港臨海ゾーンの整備の方向性を示しています。現在、川内港及び川内港周辺においては、国直轄事業による川内港唐浜地区国際物流ターミナルや南九州西回り自動車道阿久根川内道路の整備などをはじめ、川内（火力）発電所跡地を資源循環の拠点とする「サーキュラーパーク九州構想」※の推進や川内港久見崎みらいゾーンにおける企業立地など、官・民による人流、物流、経済の好循環を創出する事業が展開されています。令和7年度を始期とする第3次薩摩川内市総合計画前期基本計画においても、重要港湾川内港の利活用推進及び重要港湾川内港を含む川内港臨海ゾーンの整備に重点的に取り組むことを示しています。

そうした中、令和7年9月30日に、台湾のベンチャーキャピタル大手のCDIBキャピタルグループにより、国内最大級のAIデータセンター群の立地に向けた調査や準備を担う準備法人の設立が公表され、本年7月18日には、サーキュラーパーク九州敷地内（川内（火力）発電所跡地）でのAIデータセンターの開設に向けて、本市と事業者で立地協定を締結しました。

本市においては、重要港湾川内港に隣接する地理的優位性や将来の交通利便性の向上、AIデータセンターの立地による関連産業の集積などの観点から、サーキュラーパーク九州（川内（火力）発電所跡地）に隣接する用地（約25ha）を（仮称）唐浜産業用地として開発する方針です。

（仮称）唐浜産業用地の開発にあたっては、事業者ニーズに迅速に応える必要があることから、民間活力を活用し、スピード感を持って産業用地を創出するため、本実施要領に基づき、本市と連携し、本市が策定する基本構想に即した用地開発・分譲、工業用水道延伸等整備・運用事業への企業の進出意向について調査するものです。（※現在、基本構想を策定中であり、概算事業費については、9月末を目途に別途お知らせします。）



※ 九州電力㈱川内（火力）発電所跡地を資源循環の拠点と位置づけ、循環経済と脱炭素化の推進による持続可能な社会の構築を目指すもの。

2. 基本構想の概要（現時点案）

(1) 開発コンセプト

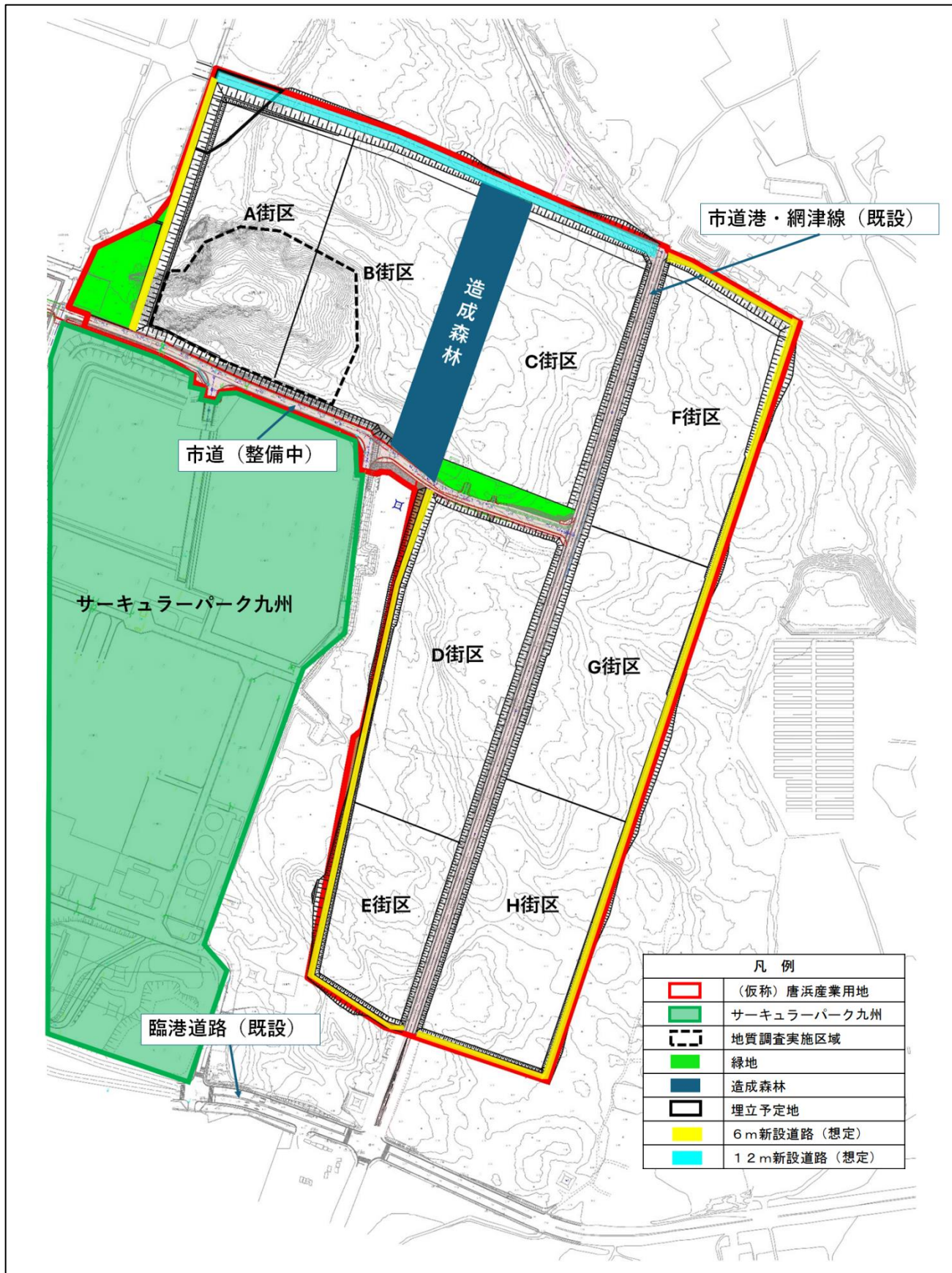
- | | |
|---|---|
| ① | A I データセンターの集積を核とした関連産業の誘致、人材育成・雇用創出拠点の形成 |
| ② | データセンター事業を起点とした資源循環経済システムの構築 |
| ③ | 重要港湾川内港及び南九州西回り自動車道等を活かした広域物流・流通拠点の形成 |

(2) 用地開発

① 開発用地の概要

所在地	薩摩川内市港町地内
面積	約 2 5 h a
権利者	林野庁（国有保安林）、本市（市有保安林）、企業（民有保安林）
現況	潮害防備保安林（国有保安林、市有保安林、民有保安林）
都市計画	都市計画区域内
土地利用規制	工業地域、工業専用地域、準工業地域のいずれかに指定する予定
ハザードマップ	指定区域外
交通アクセス	南九州西回り自動車道 薩摩川内水引 I C から車で約 7 分 J R 川内駅（九州新幹線・在来線）から車で約 2 0 分 肥薩おれんじ鉄道 草道駅から車で約 6 分
分譲予約開始 （予定）	令和 1 0 年度 ※用地取得から 1 0 年以内の操業開始を条件

② 開発イメージ



※上記の赤枠内が（仮称）唐浜産業用地の計画範囲である。

※各街区の分譲面積（予定）及び優先誘致業種は下表のとおり。

ただし、今後実施する用地測量等によって、各街区の分譲面積が増減する可能性がある。

街区	分譲面積（予定）	優先誘致業種
A街区	約3.5ha	製造業、物流業、資源循環業等

B街区	約 3.5 h a	〃
C街区	約 3.4 h a	情報サービス業（データセンター）
D街区	約 4.2 h a	〃
E街区	約 1.5 h a	〃
F街区	約 3.2 h a	〃
G街区	約 2.5 h a	〃
H街区	約 3.2 h a	〃
合計面積	約 25.0 h a	

※隣接するサーキュラーパーク九州（川内（火力）発電所跡地）敷地内には、令和15年3月までに電力容量350MW規模となる国内最大級のAIデータセンターが開設される予定。

※点線枠の部分については、地質調査を実施しており、結果が9月末頃に判明する予定である。調査結果に基づく概算費用等は、別途お知らせする。

※当該分譲用地とは別に保安林解除に伴う残置森林（約14ha）を設置する計画となっている。その残置森林については、工場立地法上の緑地面積として算入できる見込み。

③ インフラの概要

項目	内容
上水道	開発用地内に上水道管ルートあり。 （市道港・網津線：Φ100、臨港道路：Φ150）
下水道	無し
工業用水道	無し ※本要領による
道路	市道港・網津線及び臨港道路に接続 計画範囲内に新規の道路整備を行う。想定している詳細内容は別紙資料を参照すること。 整備後は市が管理することを想定している。
緑地	関係法令に基づき必要な緑地を確保すること。 整備後は市が管理することを想定している。
電力	既設電力設備からの距離 ・特別高圧（220kV）※敷地内縦断 ・高圧（6kV）：（距離：用地中心部から約1km圏内） （仮称）唐浜産業用地については、本市において、送配電事業者により650MWの電力使用申込を提出済みであり、送配電事業者が正式受付済み。

(3) 工業用水道延伸等整備・運用

既設の工業用水道（約9.8km）の末端（水引町手打地内）からサーキュラーパーク九州（川内（火力）発電所跡地）及び（仮称）唐浜産業用地までの延伸整備及び既設区間の管路の修繕、設備の増強を行うほか、工業用水道を安定的かつ効率的に供給するため、施設等の維持管理、設備更新及び利用者対応等の運営事業を一体的に行うものです。

延伸整備	口径	Φ600
	延長	約2.5km
	延伸管種	DCIP管（ダクタイル鋳鉄管）
	水管橋	1か所
	配管ルート	市との別途協議による
既設修繕・増強	既設管種	FRPM管（強化プラスチック複合管）、延長約9.8km 既設区間管路等の修繕
	第2揚水機場	送水ポンプの修繕、非常用発電機の設置 等
供給開始時期（予定）		令和10年度中
備考		運営にあたっては、川内川多目的取水管理組合への加入が必要になることを想定している。（その場合、一定の割合に応じた負担金が生じる。）



(4) 開発に関する想定スケジュール

年度	市	応募者	
		用地開発	工業用水道延伸整備
令和8年度	基本構想策定		
	基本協定締結	基本協定締結	基本協定締結
	許認可手続き	許認可手続き	許認可手続き
	水利権申請・取得	実施設計・調査	実施設計・調査
令和9年度	保安林解除	実施設計・調査	実施設計・調査
	立木補償	伐採	工事
	用地売買契約	工事	工事
令和10年度		工事	通水試験等
	企業誘致 予約開始		供給開始

3. 公募概要

(1) 事業内容

(仮称) 唐浜産業用地において、現在、本市が策定する基本構想に即した、A. 用地開発・分譲事業、B. 工業用水道延伸等整備・運用事業を行うものとします。(※応募者は、A. 用地開発・分譲事業及びB. 工業用水道延伸等整備・運用事業の双方を希望することができるほか、A、Bいずれか一方のみを希望することもできます。)

本市は、上記の用地開発・分譲事業者（以下「開発事業者」という。）に対し、基本協定に基づき、当該用地の分譲に関する販売権を付与する予定です。ただし、立地事業者の誘致は原則として本市が行うものとし、立地事業者の選定については、本市と開発事業者との協議を経て、本市が行うものとします。

また、造成工事が完了した後は、包括委託契約を締結し、具体的な事業推進にあたっての役割分

担等を定めることを想定しています。

なお、本市としては、本事業の実施による産業用地の整備に加え、周辺環境との調和や地域価値の向上を図るまちづくりを重視しています。このため、本市は開発事業者と連携し、エリアマネジメントや地域連携の検討・推進、関係者調整等に積極的に関与し、魅力ある産業拠点の形成を進めます。

A. 用地開発・分譲事業	
① 調査・設計	市の基本構想に即した実施設計、実施設計に必要な地盤調査等を想定します。
② 各種協議・法的手続き	実施にあたって必要となる協議・法的手続きを行うこととします。
③ 造成工事	開発用地の伐採、造成、整備区域内及び周辺道路の整備、公園・緑地・上下水道（市整備予定区間除く）、保安林解除に必要な代替施設の設置等を想定します。
④ 分譲	市と連携の上、土地利用の促進と地域価値の向上のための分譲事業を実施するものです。
B. 工業用水道延伸等整備・運用事業	
① 調査・設計	市の基本構想に即した実施設計、実施設計に必要な基本調査等を想定します。
② 各種協議・法的手続き	実施にあたって必要となる協議・法的手続きを行うこととします。
③ 工業用水道延伸等整備工事	既設の工業用水道（約 9.8km）の末端（水引町手打地内）からサーキュラーパーク九州（川内（火力）発電所跡地）及び（仮称）唐浜産業用地までの約 2.5km の延伸整備、既設区間の管路の修繕及び第 2 揚水機場における送水ポンプの修繕、非常用発電機の設置等を想定します。
④ 工業用水道運用	（仮称）唐浜産業用地等での事業活動に必要な工業用水道を安定的かつ効率的に供給するため、施設の維持管理、設備更新及び利用者対応等を一体的に行うものです。

(2) 市と開発事業者の役割分担

市と開発事業者の主な役割分担は下表のとおりとします。

項目			市	開発事業者	備考
用地開発	基本構想の策定		○		
	保安林解除		○		
	用地取得・調査	買収	○		市または市土地開発公社
		測量	○		〃
		調査	○		〃
	立木補償		○		〃
	用地開発	調査・設計		○	
		伐採		○	
		工事		○	
	立地事業者の選定		○		
	用地分譲			○	
工業用水道延伸等整備・運用	水利権取得		○		
	工業用水道の延伸等整備（延伸区間及び既設区間の整備※1）	調査・設計		○	
		工事		○	
	工業用水道事業の運用（施設の維持管理、更新等）※2		○	○	

※1：既設区間の整備とは、既設区間の管路の修繕、非常用発電機の設置等の基盤整備のことである。なお、既設区間の管路等の修繕費については、9月末を目途にお知らせする概算事業費

には含まれないため、市による修繕箇所の精査後、優先交渉者と個別に協議する。

※2：工業用水道事業の運用（施設の維持管理、更新等）の具体的な役割や負担等については、別途、市との協議により、基本協定等で定める。

4. 募集選定手続き

(1) 選定スケジュール

優先交渉権者選定までのスケジュールは下表のとおりです。

項目	日程
実施要領の公表	令和8年8月18日（火）
質問の受付	令和8年8月18日（火）～令和8年10月16日（金）
質問に対する回答公表	質問の受付から概ね1週間以内（週休日除く随時）
書類の提出期限	令和8年10月30日（金）午後5時まで
参加資格審査（書類審査）	〃
選定委員会（プレゼンテーション）	11月中旬頃
選定通知の発送	〃
基本協定の締結	11月下旬以降

(2) 選定方法

開発事業者は、提案により募集するものとし、参加資格審査（書類審査）、選定委員会の2段階により行います。

審査段階	審査方法
参加資格審査（書類審査）	参加表明書等の内容を審査し、選定委員会への応募者を選定する。
選定委員会	参加資格審査により選定された者を対象に、選定委員会を開催し、プレゼンテーションによる審査の上、優先交渉権者を選定する。

(3) その他

参加資格審査及び選定委員会は非公開とします。また、審査結果に対する質問・異議申し立ては一切受け付けません。

5. 参加資格要件

(1) 基本的要件

応募者は、本実施要領3・(1)の事業内容を着実に遂行することができる技術、知識及び実績を有する企業とします。

(2) 応募者の構成等

① 応募者は、日本国内に本店を有する企業又は日本国内に本店を有する複数の企業で構成されるグループ企業とします。なお、複数の開発事業者又は立地事業者で構成されるグループ企業でも差し支えありません。

② グループ企業の場合は代表企業を定めることとします。

(3) 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていることとします。

なお、グループ企業の場合は、すべての構成員が①から⑨の条件を満たし、構成員の中に⑩及び⑪について、それぞれの条件を満たしている者が1者以上含まれていることとします。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこ

と。

③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

④ 次のいずれにも該当しないこと。

- ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
- ・ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
- ・ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ・ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ・ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

⑤ 薩摩川内市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（令和 3 年 1 月 29 日施行）に掲げる措置要件に該当しないこと。

⑥ 国税、鹿児島県税及び薩摩川内市税の滞納がないこと。

⑦ 業として本件整備事業に係る業務を営んでいること。

⑧ 過去 3 年の間、薩摩川内市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。

⑨ 本整備事業の実施に必要な資力及び信用を有すること。なお、以下に掲げる全ての項目に該当すること。

ア) 3 期連続で経常利益が赤字でないこと。

イ) 直近期において債務超過でないこと。

ウ) 直近期において利払能力（事業損益を支払利息で除した数値）が 1 以上であること。

⑩ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく、土木工事につき特定建設業の許可を受けていること。

⑪ 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条第 1 項の免許を受けている者であり、かつ、同法第 65 条第 2 項又は第 4 項の規定による業務停止命令を受けていない者であること。

⑫ 地域経済への波及効果及び地域産業の振興の観点から、本市企業の参画機会の確保及び積極的な活用のために薩摩川内市内企業（本店が薩摩川内市内にある企業）を含めた施工を予定していること。

(4) 失格要件

次の各項目の 1 つでも該当する場合は失格とします。

- ・ グループ企業の構成員が他のグループ企業の構成員と重複している場合
- ・ 提出書類が本実施要領に示された条件又は提出方法に適合しない場合
- ・ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ・ 他の応募者と共謀、あるいは他の応募者の提案、選定委員会等を妨げるような不正な行為が認められる場合
- ・ その他本実施要領に違反するなど、市長が不適格と認めた場合
- ・ 基本協定締結までの間に構成員のうち、1 社でも資格要件及び参加資格の要件を満たさなくなった場合

(5) 費用負担

本調査に関する書類の作成及び提出に要する費用は応募者の負担とします。

6. 参加手続き

(1) 提案に関する書類の配布方法

本実施要領の関係書類の入手は、次の方法により入手すること。

- ・ 薩摩川内市ホームページからダウンロード

https://www.city.satsumasendai.lg.jp/shigoto_sangyo/sangyoricchi/3/20872.html

(2) 参加表明書の提出

参加希望者は、参加表明書及びその他の必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、参加資格の有無について市長の確認を受けなければならないこととします。なお、グループ企業として参加を希望する場合は、構成員全員が書類を作成し、代表企業が取りまとめて提出することとします。

提出方法等については、次によるものとします。

① 提出書類

ア) 参加表明書（様式第1号）

イ) 誓約書（様式第2号）

ウ) 財務状況表（様式第3号）

エ) 直近3期分の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(又はこれに類する書類)

※コピー可

オ) 登記事項全部証明書 ※コピー可

- ・ 受理日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの（法務局発行）

カ) 印鑑証明書 ※コピー不可

- ・ 受理日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの（法務局発行）

キ) 国税に滞納がないことの証明書 ※コピー不可

- ・ 法人の場合は、納税証明書その3の3（法人税と消費税及地方消費税）、個人の場合は納税証明書その3の2（申告所得税及復興特別所得税と消費税及地方消費税）
- ・ 受理日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの（税務署発行のもの）

ク) 鹿児島県税に未納がないことの証明書 ※鹿児島県税の課税がある場合 ※コピー不可

- ・ 未納の税額がない旨の証明（全税目）
- ・ 受理日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの

ケ) 薩摩川内市税に滞納がないことの証明書 ※薩摩川内市税の課税がある場合

※コピー不可

- ・ 滞納がないことの証明書（薩摩川内市税務課発行）
- ・ 受理日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの

※市が保有する情報により調査することについて応募者が同意する場合は、省略することができる。

コ) 役員等名簿及び照会承諾書（様式第4号）

- ・ 記載要領を参照の上、該当する役員等について記載
- ・ 以下の許可又は認定を受けている者は、証明書の写しをもって省略可
 - 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく一般建設業及び特定建設業の許可
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく産業廃棄物・特別産業廃棄物処理業の許可
 - 警備業法（昭和47年法律第117号）に基づく警備業の認定を受けている者

- サ) 建設業法許可証（土木一式）の写し及び特定建設業許可証の写し
 シ) 宅地建物取引業免許証の写し

希望する区分ごとの提出書類は下表のとおりとします。

	用地開発・分譲事業 及び工業用水道延伸等 整備・運用事業の双方 を希望する場合	用地開発・分譲事業 のみを希望する場合	工業用水道延伸等 整備・運用事業のみ を希望する場合
ア) 参加表明書	○	○	○
イ) 誓約書	○	○	○
ウ) 財務状況表	○	○	○
エ) 直近3年の事業 報告書、貸借対照表 及び損益計算書	○	○	○
オ) 登記事項全部証 明書	○	○	○
カ) 印鑑証明書	○	○	○
キ) 国税に滞納がな いことの証明	○	○	○
ク) 県税に滞納がな いことの証明	○	○	○
ケ) 市税に滞納がな いことの証明	○	○	○
コ) 役員名簿及び照 会承諾書	○	○	○
サ) 建設業法許可証 （土木一式）の写し 及び特定建設業許可 証の写し	○	○	
シ) 宅地建物取引業 免許証の写し	○	○	

② 提出期限

令和8年10月30日（金）午後5時まで

③ 提出部数

各1部

④ 提出先

薩摩川内市経済シティセールス部新産業創造室

⑤ 提出方法

- ア) 持参の場合は午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く）
 イ) 郵送の場合は一般書留郵便又は簡易書留郵便によることとし、上記提出期限内必着としま
 す。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。

⑥ 留意事項

様式については、参加表明書等提出日時点において記載すること。

(3) 参加資格の審査結果については、書面により通知します。

(4) 実施要領等に関する質問

本実施要領等について質問がある場合は、様式5「質問書」に必要事項を記入の上、電子メール
 にて提出すること。電子メールの送信後、到着確認のため電話（0996-23-5111）で確認すること。

① 提出期限 令和8年10月16日（金）午後5時まで

② 回答方法

提出された質問に対する回答書を電子メールにて随時送付します。なお、薩摩川内市ホームペ

ージにも随時掲載します。質問を提出した者の名称等は掲載しません。

また、同様の趣旨の質問については、まとめて薩摩川内市ホームページに掲載します。

(5) その他

参加表明書等の提出後に都合により辞退したい場合は、その旨を書面（任意様式）にて提出すること。

7. 事業提案書

(1) 提出書類

① 事業提案書提出書（様式第6号）

② 事業提案書（任意様式）

次の内容を簡潔に分かりやすく記載した事業提案書を作成すること。

(ア) コンセプト実現性（必須）

事業概要を十分に理解した上で、コスト圧縮及び工期短縮等の創意工夫も含めて、本市の基本構想に即したコンセプトの実現手法等を具体的に記載すること。

また、応募者が過去にどのような産業用地を開発したのか、どのような企業の誘致に関わったのか、その実績を記載すること。

加えて、応募者が本事業に携わることで、薩摩川内市の人口増加、若年層の雇用増加、高付加価値産業の創出、地域産業の振興及び、地域経済の活性化につながるような企業の呼び込みが見込まれる場合は、その内容を具体的に記載すること。

(イ) 事業計画の確実性（必須）

用地開発に関する各種許認可等の手続き、調査・設計、造成工事等を確実に遂行するための手順やスケジュール等を具体的に記載すること。

また、造成工事における薩摩川内市内企業（本店が薩摩川内市内にある企業）の役割について記載すること。

(ウ) 事業収支計画の妥当性（必須）

概算事業費や分譲予定価格（単価）を算出し、類似の整備事業と比較して妥当性を記載すること。

(エ) 土地利用計画の妥当性（必須）

基本構想の開発イメージに即した譲渡区画・公共施設（道路、公園、緑地、排水施設等）の配置や立地企業の業種によるゾーニングなどについて具体的に記載すること。

また、周辺の生活環境や交通環境に配慮した点について具体的に記載すること。

(オ) 事業の実施体制（必須）

本事業を適正かつ確実に実施するために必要な実施体制（用地整備等を行う役割と責任）や、豊富な経験、専門的な知識等を有する責任者・担当者の配置について具体的に記載すること。

(カ) リスク管理等（必須）

調整が難航する権利者に対する同意を得るための方策、周辺住民や周辺営農への配慮及びその他懸念される事項への方策等を記載すること。

(キ) 地域貢献策等の提案

地域住民の利便性向上等に係る取組について、具体的な内容を記載すること。

③ 事業収支計画書（様式第7号）

④ 事業実施体制調書（様式第8号）

⑤ 同種事業の実績報告書（様式第9号）

過去の同種事業の実績（整備面積、総事業費、5ha以上面的開発及び用地買収の実績等）を具体的に記載すること。

(2) 事業提案書の体裁

事業提案書（任意様式）は、表紙を含め20枚以内（40ページ以内）とし、ページ番号を付すこと。

提出書類の規格は、原則A4版・横書き・両面とする。ただし、土地利用計画図等のA4サイズより大きな書類については、A4サイズに折り込むこと。

(3) 提出方法

① 郵送又は持参により提出すること。郵送する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けません。

② 郵送の場合は、封筒の表面に「事業名」及び「事業提案書等在中」と明記すること。

(4) 提出期限

令和8年10月30日（金）午後5時まで

① 持参の場合は午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く）

② 郵送の場合は上記提出期限内必着とします。

不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。

(5) 提出部数

① 「(1) 提出書類」のうち、①の書類については、1部提出すること。

② 「(1) 提出書類」のうち、②から⑤までの書類については、一綴りにして10部提出すること。

なお、資料には表紙を作成し、正本1部には応募者名等を記載すること。副本9部については審査用資料として、応募者名その他応募者を特定できる情報をマスキングしたものを提出すること。

③ 事業提案書等の内容を記録したデータを、電子メール又は電子媒体（CD-ROM等）でも提出すること。

※ 縮尺を指定している書類については、印刷サイズを明記しておくこと。

(6) 提出先

薩摩川内市経済シティセールス部新産業創造室

(7) 事業提案書等の作成及び提出上の留意事項

① 事業提案書等を提出した者は、本実施要領の記載内容に同意したものとします。

② 提出期限までに事業提案書等を提出しなかった場合は応募者として認められません。

③ 事業提案書等の作成及び提出並びに選定委員会に係る費用は、応募者の負担とします。

④ 提出された全ての書類等は返却しません。

⑤ 提出後の差し替え、追加及び削除はできません。ただし、提出内容に不明な点等がある場合は、期限を定めて、応募者に対し、提案内容の聴取、追加資料の提出及び事業提案書等の補正を求めることがあります。

⑥ グループの場合、事業提案の手続きは代表事業者が行うこと。

⑦ 薩摩川内市からの連絡及び通知等は代表事業者のみに行います。

8. 選定委員会の実施

(1) 実施概要

選定委員会を開催し、応募者のうち実際に事業を担当する者の出席を求め、事業提案内容の説明及び質疑応答を行い、優先交渉権者1者を選定します。

① 日時及び会場

令和8年11月中旬頃を予定。

日時・会場については、別途通知します。

② 事業提案内容の説明

対面によるプレゼンテーション及び質疑応答（ヒアリング）

③ 出席者

選定委員会の出席者は5名以内とします。事業を実施する際の担当責任者と担当者が出席することとします。ただし、グループの構成員が5者以上の場合、代表事業者の担当責任者と担当者に各構成員から1名ずつを上限として出席を認めます。

④ 選定委員会は非公開とします。

⑤ 対面によるプレゼンテーション及び質疑応答（ヒアリング）の時間は50分以内を予定しています。（最初の20分以内で応募者による事業提案書等に関する説明の後、選定委員による質疑を30分以内で行います。）

(2) 選定委員会の留意事項

① 選定委員会での説明に際しては、提出した事業提案書等のみを使用することとし、追加資料は認めません。

② 選定委員会を正当な理由なく欠席した場合は、この事業提案は無効とします。ただし、悪天候、出席予定者の事故等市長がやむを得ないと認める理由により欠席した場合で、公募の手続きに支障のない範囲内で選定委員会を実施できるときは、再度市長が指示した日時に選定委員会を行うものとします。また、公募の手続きに支障のない範囲内で選定委員会を実施することが困難であると認められるときは、この公募の応募者の選定委員会実施項目は、全て0点として取り扱うものとします。

9. 審査

(1) 選定委員会

① 審査方法

選定委員会は、対面によるプレゼンテーション及び質疑応答（ヒアリング）を実施し、審査基準に基づいて総合的に応募者の能力を審査します。選定委員が採点した点数を集計し、最も得点の多い応募者を優先交渉権者に選定しますが、選定委員全員の得点の合計点が6割に満たない者は優先交渉権者に選定しません。

② 審査結果の公表

審査の結果は、選定委員会に参加した代表者（グループの場合はグループ代表者）に通知します。

また、薩摩川内市ホームページにより公表を行うものとします。

なお、審査結果に対する質問・異議申し立ては一切受け付けません。

(2) 審査基準

番号	観点	評価項目	詳細	配点	合計
1	経営基盤及び事業実績が適正か	経営基盤	経営状態が安定しているか	25	50
2		事業実績	事業実績は十分であるか	20	
3	市内事業者の提案、又は市内事業者が開発事業者とグループを構成し参画しているか	市内事業者の提案、又は参画	市内事業者（本店が市内にある事業者）の提案、又は市内事業者（本店が市内にある事業者）が開発事業者とグループを構成し参画しているか	5	
4	事業実施能力やスケジュールは適正か	コンセプトの実現性	本市の開発コンセプトに合致し、本市経済の活性化が期待できるか 行政コスト圧縮及び工期短縮に繋がる提案であるか	10	50
5		事業計画の確実性	適確な事業スケジュールが示されているか	5	
6		事業収支計画の妥当性	適切な概算事業費や資金収支計画があるか	5	
7		土地利用計画の妥当性	適切な開発の方針や土地利用計画があるか	5	
8		事業の実施体制	開発を担う事業者における責任者・担当者の配置が示されているか	5	
9		リスク管理等	具体的なリスク管理策が示されているか	5	
10	地域貢献策等の提案	環境配慮・環境対策	具体的な環境配慮・環境対策が示されているか	5	
11		防災・災害対策	具体的な防災・災害対策が示されているか	5	
12		地元地域への貢献策	具体的な地元地域への貢献策が示されているか	5	
合計				100	

10. 優先交渉権者の決定後

(1) 協定の締結

本市と優先交渉権者は、（仮称）唐浜産業用地開発事業における両者の役割分担に関する基本協定を速やかに締結します。

ただし、事業提案の内容の実施が見込めない場合や優先交渉権者の決定時に市長が付した条件を満たすことができない場合は、協定締結を行わないことがあります。協定締結を行わない場合、その理由にかかわらず、協議期間中に要した費用は優先交渉権者の負担とします。

なお、優先交渉権者が何らかの理由で協定締結に至らなかった場合は、次点者を優先交渉権者に繰り上げる場合もあります。

(2) 優先交渉権者の地位の喪失

優先交渉権者の決定以降であっても「失格要件」に該当する場合はその地位を喪失するものとします。また、正当な理由なく事業提案書と相違する内容の協定を求める等、協定に至らない時にもその地位を喪失するものとします。

(3) 地元説明会への出席

今後、開催を予定する地元説明会には、代表者（グループの場合はグループ代表者）は出席することとします。

11. その他

免責事項

本事業に関して、事業の成否を含め所与の条件にいかなる変化があった場合でも、薩摩川内市は一切の費用を負担しません。

12. 問い合わせ先・事務局

薩摩川内市経済シティセールス部新産業創造室

住 所 〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町 3 番 2 2 号

電 話 0996-23-5111 内線 5791・5793

F A X 0996-20-5570

メール new-creation@city.satsumasendai.lg.jp

ホームページ <https://www.city.satsumasendai.lg.jp/soshiki/1331/index.html>